

「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書記載について

「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定制度実施要領に基づき、下記内容を参考に、「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書に必要事項を記載して、受付期間内に提出して下さい。

1. 認定申請受付期間

令和3年9月1日から令和3年9月30日（必着）

2. 認定申請受付方法及び受付場所

受付期間内に、必要事項を記載した「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書を次のいずれかの方法で提出すること。但し、受付期間前及び期間を過ぎて到着した申請書は、受理できないので、注意して下さい。

- ① 明石市薬剤師会事務局へ直接持参
- ② 明石市薬剤師会事務局へ郵送

3. 申請者要件

次の①～③の要件を全て満たす者

- ① 薬剤師免許証取得3年を経過していること。
- ② 申請時及び認定時(令和3年10月1日)に明石市薬剤師会会員であること
認定時に明石市薬剤師会を退会（又は他支部へ異動）予定者は、申請しないで下さい
- ③ 「明石市薬剤師会認定ゲートキーパー」として活動することを希望する者で、ゲートキーパー養成研修会の受講歴が5年以内の次の⑦または⑧の条件を満たす者
 - ⑦ 明石市薬剤師会が実施した、令和2(2020)年9月3日及び令和3(2021)年2月4日又は令和3(2021)年7月24日に開催したゲートキーパー養成研修会を2回以上受講した者。
 - ⑧ 明石市薬剤師会が実施した令和2(2020)年9月3日又は令和3(2021)年2月4日又は令和3(2021)年7月24日に開催のゲートキーパー養成研修会のいずれかの研修会を受講し、更に下記の日程で兵庫県薬剤師会が実施したゲートキーパー養成研修会を1回以上受講した者
 - ・ 平成30(2018)年 1月20日
 - ・ 令和 1(2019)年 6月15日

4. 申請者勤務先

- (1) 申請者が明石市薬剤師会に届けている勤務先店舗名を記載
- (2) 個人会員は、勤務先名称欄に「なし」と記載し、その他の欄は、空欄
- (3) 勤務する店舗が、明石市薬剤師会ホームページに店舗名の掲載を希望しない場合、勤務先名称欄は「なし」と記載し、その他の欄は、空欄店舗へのステッカーの配布はありません。

申請書作成に当たり、不明な点がありましたら、明石市薬剤師会事務局まで、メール(info@ap-akashi.or.jp)又は FAX (078-934-9011)にてお問い合わせ下さい。お問い合わせ頂いた所へ、回答書をお送りします。

電話でのお問い合わせには、回答できませんので、ご了承下さい。

兵庫県薬剤師会での受講についてのお問い合わせには、回答に時間を要する可能性がありますので、十分時間の余裕を持ってお問い合わせをお願いします。